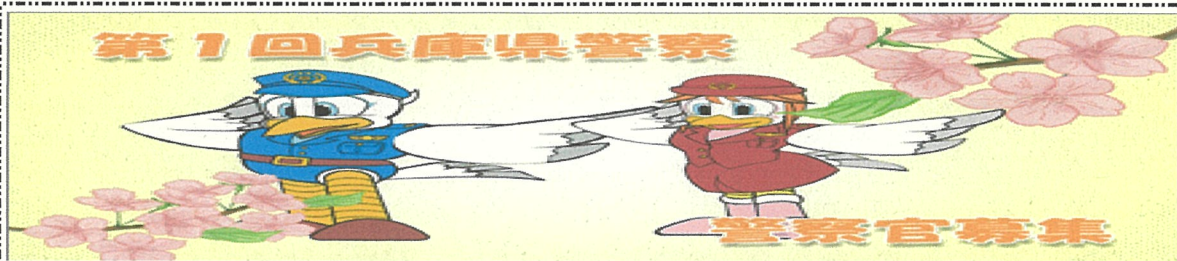


令和6年3月号

交 番 だ よ り

三 田 警 察 署  
079-563-0110  
三 田 駅 前 交 番

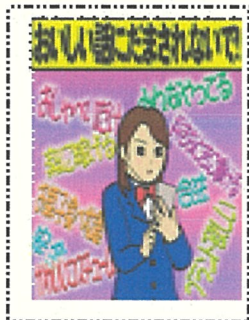


募集期間 令和6年3月15日(金)～同年4月5日(金)

### 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

進学・進級や就職等を機に、子どもにスマートフォン等を購入される保護者の方も多いと思います。

しかし、子どもたちがSNS等を通じて、「高額報酬」等の誘いに乗ってアルバイト感覚で「闇バイト」に応募し、特殊詐欺等の犯罪に加担し検挙される事件や、中高生が興味本位で大麻等の違法薬物入手する事案が増加しています。



### 子どもたちを守る対策

インターネット上での違法・有害な情報や、犯罪被害等から子どもたちを守るためには、保護者が子どものインターネットの利用状況を把握し、適切に管理する「ペアレンタルコントロール」が重要です。

#### ■ 保護者の皆さん自身が関心を持ちましょう

- 子どもたちがスマートフォンやパソコン等をどのように使っているか確かめる。
- 違法・有害な情報の危険性を教える。
  - ・ SNS等に個人情報を書き込まない。
  - ・ SNS等で知り合った人と絶対に会わない。
  - ・ 薬物、家出、自殺サイトなど、有害な情報を閲覧しない。
  - ・ 子どもとインターネットの利用方法についてよく話し合い、家庭でルールを決めておこう

#### ■ フィルタリングサービスを利用しましょう

青少年インターネット環境整備法や青少年愛護条例では、保護者は、

- 子どものインターネットの利用状況を適切に把握しなければならない。
- 子どものインターネットの利用に伴う危険性等について認識し、健全な判断能力の育成を図らなければならない。
- 子どもの携帯電話等にはフィルタリングを利用するなどの方法により、インターネット上の有害情報を閲覧させない措置を講じなければならない。などの義務が定められています。

